

「秀吉の手紙」

館蔵
—豊臣秀吉文書—

会期 平成20年7月25日(金)～9月15日(月)
会場 佐賀県立名護屋城博物館 企画展示室
主催 佐賀県立名護屋城博物館

I 豊臣秀吉文書の概要

豊臣(木下・羽柴)秀吉の発給文書は、軍令・知行宛行・禁制類・儀礼関係・消息等々多岐にわたる豊富な内容を有し、類例は極めて少ないが木製の「制札」等も含み一説では1万点を超えるものとも言われ、現在確認されている秀吉文書は約6,000点を数える。豊臣家滅亡過程等における史料残存率の低下度を考慮すると、織田信長約1,400点、徳川家康約3,100点に比べ突出した発給数であり、秀吉文書の特異な様相の一端が窺われる。尚、確認されている文書のうち儀礼関係文書を主体に約1,400点は正確な年代が未確定のものである。

秀吉文書の原史料の初見は、信長家臣期の永禄8年(1565)11月のもので、初期は「木下(羽柴)藤吉郎秀吉」の署名があり花押を据えた判物(花押状)が一般的で、また、他の信長家臣との連署状も多い。信長の後継者として天下統一へ邁進する天正10年(1582)の「本能寺の変」以降は、急激に発給文書が増加し、秀吉晩年の慶長期には減少傾向が認められる。天正12年(1584)の「小牧・長久手の戦い」を契機として判物から秀吉文書を最も特徴付ける朱印状(黒印状は確認されていない)への移行が進められ朱印状が一般化し、特に天正12年(1584)の少将任官期以降は、書留文言が書状形式の「恐惶謹言」・「恐々謹言」等から「謹言」、そして「候也」・「者也」等の直書型式へ変化して薄礼化・尊大化した文書となる。さらに天正13年(1585)の関白任官を契機として秀吉文書の文章中には、信長文書には殆んど見られない独特の自敬表現(「御動座」・「御出馬」・「被聞召」・「思召」等)が見られるようになり、その尊大化した文書は、実質的な国政の最高権力者の文書として位置付けられ、その自敬表現は後に家康・秀忠等の江戸幕府將軍発給の文書(御内書)にも受け継がれていく。また、天正14年(1586)の太政大臣任官頃より、威厳・風格を意識した大高檜紙の折紙による朱印状が出現し次第に大半を占めるようになり、秀吉文書の最終的確立期に入る。日本統一の天正18年(1590)前後より判物は極端に減じ、大量の文書発給による豊臣政権の統治体制が確立される。



参考 豊臣秀吉画像(部分) (本館509) 掛幅・36.3×24.0cm

秀吉死後の慶長4(1599)年4月、後陽成天皇は、秀吉に「豊国大明神」の神号を贈り、秀吉は神として祀られ、秀吉の没後から江戸時代初期にかけて、大名や寺社により主に礼拝用として秀吉の画像が多く制作されている。本史料の制作時期もその頃と推定され、容貌・衣装・姿態などの構図は、京都高台寺所蔵の秀吉画像等と類似し、現存するそれらに比べ贅も無く極めて小振りであるものの、細部まで緻密に描かれている。製作者は、狩野派・長谷川派の絵師が推定されている。

名護屋城博物館所蔵 豊臣秀吉文書の概要

名護屋城博物館では、豊臣秀吉が直接的に発給した文書類として、自筆書状1点・判物2点・朱印状28点(寄託史料1点を含む)・朱印状案1点の計32点を収蔵している。内容としては、本館諸活動における主要課題である「文禄・慶長の役」に関する史料で軍令に類するものが約7割を占める。

今回のテーマ展では、これら32点の豊臣秀吉文書を一堂に集め展示し、秀吉文書の奥深さを紹介するとともに、戦国時代から江戸時代初めにかけての武將達の花押や印を紹介する。

豊臣秀吉発給文書の推移 (年代推定可能なもの約4,700点の内)

※三鬼清一郎「豊臣秀吉文書の概要について」(『名古屋大学文学部研究論集』131・1988)
同『豊臣秀吉文書目録』1989・『豊臣秀吉文書目録(補遺1)』1996をもとに作成



II 国内統一期の秀吉文書



小牧・長久手の戦い

1. 羽柴秀吉陣立書 (本館519)

〔天正12年4月〕

一紙・掛幅装・47.5×30.8cm

天正10年(1582)の本能寺の変による織田信長の死後、信長家臣であった羽柴秀吉は、明智光秀・柴田勝家等を討ち「天下人」への道を歩み始める。

天正12年(1584)には尾張・美濃・伊勢を主戦場として、秀吉と織田信雄・徳川家康との間において戦闘が行われる。本史料は、秀吉が参陣諸将に発給した陣立書で、4月初めに秀吉方が局部的敗戦を喫した長久手戦直後のものと推定される。秀吉本隊「うしろ備」部分が記され、加藤清正・浅野長政等の秀吉を支えた多くの武将の名が連なり、鉄砲衆の比率の高さが特徴的である。本来「ひかしの備」・「にしの備」と共に構成されるものであるが、各々に秀吉の花押が据えられており、単独でも機能可能なものでもあった。また、本史料の様な陣立書は、秀吉により多用され確立されるに至る。

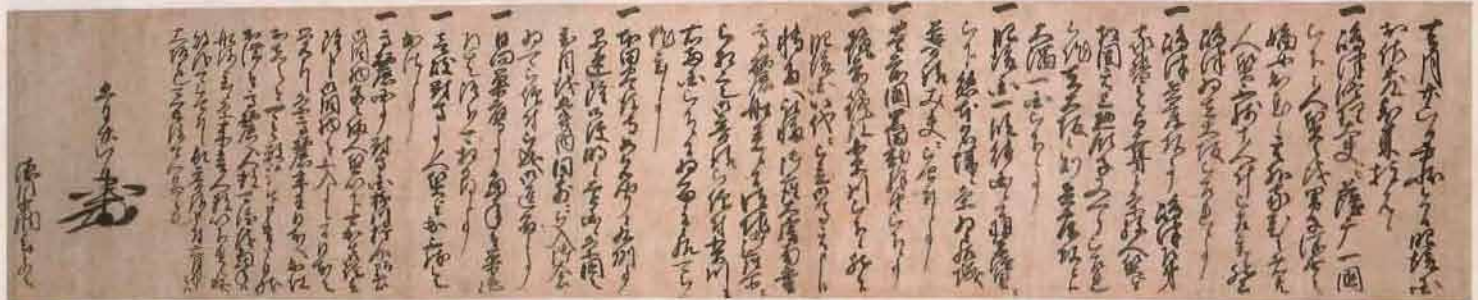


参考 東照宮御影 (四月十七日礼拝) (部分)

(複製・本館569・徳川記念財団原蔵)

掛幅・112.4×51.0cm

本資料は、東照宮＝徳川家康の肖像画である。原資料は、徳川家康の命日(4月17日)の礼拝用として慶安元年(1648)に制作され、徳川宗家の礼拝に用いられてきたもので、作者は江戸幕府の御用絵師であった狩野探幽の可能性が指摘されている。



九州平定一大陸侵攻の具現化一

2. 豊臣秀吉判物 (本館543)

〔天正15年〕5月28日付、徳川家康宛
継紙裁断・卷子装・22.2×117.0cm

小牧・長久手の戦いを経て天正14年(1586)に徳川家康を臣従化させる事に成功した秀吉は、翌天正15年(1587)5月には薩摩の島津氏を降し九州を平定する。本史料は、秀吉が、肥後佐敷において、平定後における九州の経略方針等を家康に細かく伝えたものである。

内容は、9ヶ条から成る条文を主体とし、降伏した島津氏の処遇に関する事、豊前国を黒田孝高、肥後国を佐々成政に与えること、筑前・筑後国を小早川隆景に与え、「大唐南蛮高麗船着」である博多に大陸侵攻のための「御座所」普請を命じたこと、九州を「五畿内同前」に入念に経略するために暫く博多に滞在すること、対馬宗氏に朝鮮国王の日本への出仕を前提にした交渉を命じ、朝鮮国が従わなかった場合には来春出兵する用意がある事等が記される。

本史料から窺える家康の立場は、当該期の秀吉書札礼から見ると、書止に「候也」・宛所敬語に「～とのへ」等を用いており尊大化・薄礼化した様子を示し、秀吉麾下大名に宛てた文書に該当するが、花押を据えていることからその中でも比較的上位に位置付けられている事が推察される。

大陸侵攻の当初計画においては、博多を拠点とし、「蔵入地」＝秀吉直轄領を多く配した九州を兵站基地として重要視した秀吉の構想を窺い知ることができる。また、「日本之覚～」という文言に示されるように、朝鮮国を日本の秩序下に組み込もうとする意図が窺える。



参考 佐敷の伝豊臣秀吉宿泊地 (熊本県葦北郡芦北町)

参考 馬蘭後立付兜 (模造) (本館285・大阪城天守閣原蔵) 一頭、最大高79.5・鉢高21.5cm

天正15年(1587)の九州平定戦において、蒲生氏郷の家臣である西村重就が、豊前岩石城攻めの戦功により、秀吉から「志賀」の苗字とともに拝領したものと伝えられ、豊臣秀吉所用の兜として最もよく知られているものである。

菖蒲の一種である馬蘭の葉を模した大胆なデザインの後立が特徴的である。本資料は大阪城天守閣所蔵の戦前に作成された模造品を複製したものであり、原資料は第2次世界大戦後長く所在不明であったが、近年再発見され、現在は東京国立博物館が所蔵している。





参考 田中(和仁)城跡(国史跡・熊本県玉名郡和水町)



肥後国衆一揆一豊臣政権への反抗一

3. 豊臣秀吉朱印状(本館284)

[天正15年]12月10日付、鍋島直茂宛、折紙・47.5×67.0cm

秀吉は、九州平定後に肥後国の大半を佐々成政に与えたが、直後に国人衆への給地宛行不履行や検地等の佐々氏の統治に対して国人衆による一揆が起きる。これに対して秀吉は、本史料に記される様に「一人も不遁様」に徹底した一揆の鎮圧姿勢を打出し、九州を大陸侵攻の兵站基地として重要視した豊臣政権の姿勢が窺える。尚、和仁・辺春氏の籠もる田中城は、朱印状の日付以前の12月5日に落城している。

(参考「辺春和仁仕寄陣取図」山口県文書館所蔵)



肥後国衆一揆の鎮圧と戦後処理

4. 豊臣秀吉朱印状(本館296)

[天正16年]正月19日付、鍋島直茂宛、折紙・47.0×67.1cm

本史料は、和仁・辺春氏等による肥後国衆一揆鎮圧の報告を受けた秀吉が、鍋島直茂にその労を称え、「御上使」として浅野長政・加藤清正・小西行長等を派遣するので「相談」して戦後処理に当たることを指示する内容。天正16年閏5月、秀吉は佐々氏除封後の肥後国には、豊臣系大名の加藤清正を熊本に・小西行長を宇土に配置し、また直轄領＝蔵入地を各所に設けて、大陸侵攻への準備を整えていく。

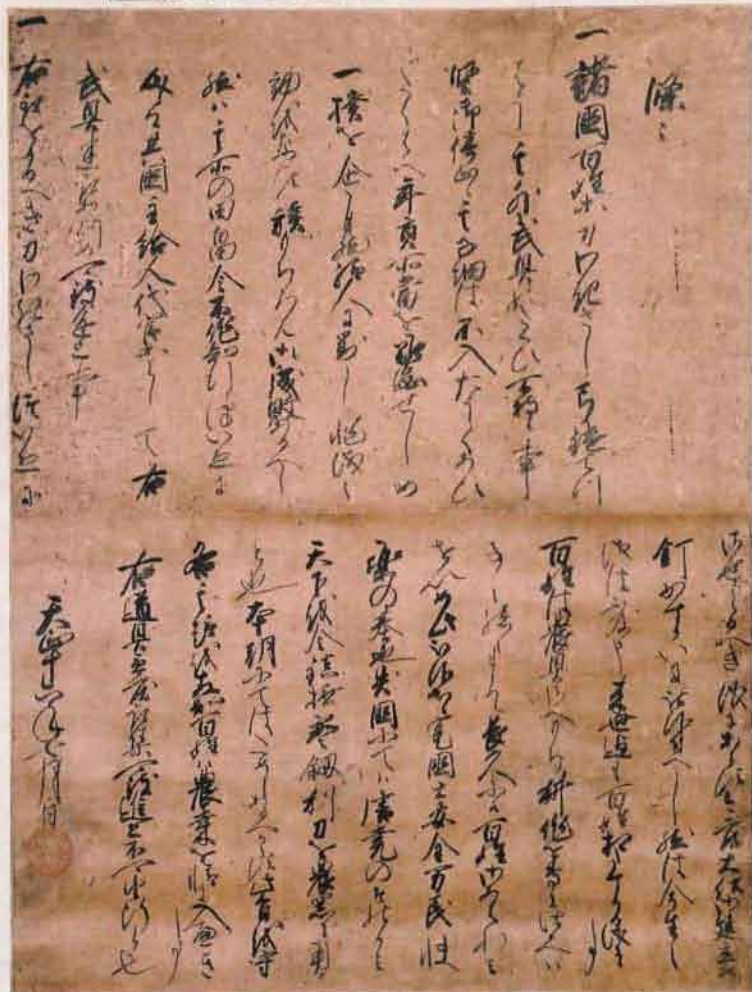
Ⅲ「文禄の役」・講和交渉期の秀吉文書

「一国禁制」一大陸侵攻への臨戦態勢一

6. 豊臣秀吉朱印状(本館310)

天正20年正月日付、豎紙裁断・掛幅装・45.6×65.7cm

天正20年(1592)、秀吉が大陸への侵攻に向けて、秀吉配下の軍勢に対して、軍規を遵守するように命じた3ヶ条の禁制である。「高麗国」を所付とし、秀吉が国内統一戦以来発している一国禁制と同様のもので、壹岐国を所付とした同様の禁制も発給されており、朝鮮国は服属しているという秀吉の認識下で壹岐国と「高麗国(朝鮮国)」は同次元に位置付けられている。本史料の様な高麗国を所付とする禁制は、数点がまとまって伝世する場合があります。朝鮮在地社会における何らかの行使を目的としたものと想定されている。尚、秀吉は4月26日の名護屋着陣翌日に、同様の禁制の第2条に「人取事」・第3条に「臨時之課役其外非分」の事を禁じる文面を付け加えた禁制を発給している。



「刀狩令」一豊臣政権の重要政策一

5. 豊臣秀吉朱印状(本館448)

天正16年7月日、継紙裁断・掛幅装・80.4×60.4cm

豊臣政権の基本的政策の1つで、一般に「刀狩令」として広く知られている史料である。不要の道具を貯えれば年貢を怠り、一揆を企てる事になり、田畑も不作となるので、国主等は武具類を悉く集めて進上するように命じ、集めた武具類は、(方広寺)大仏建立に役立て百姓・庶民は来世までも救われるので、百姓は耕作を専らにするように告げる。一揆による騒乱防止、「兵農分離」体制の促進を主目的としたものであるが、大陸侵攻における重要な前提的施策の1つとも考えられている。また、大仏建立のための資材として集められたものが、大陸侵攻のための軍船建造にも転用されている。本史料は、本来は大高檀紙2枚を継いだものであるが、後世に二分され上下に表装されている(三条目の「一」裁断・下段4行目上)。





「文禄の役」の軍編成

7. 豊臣秀吉朱印状案 (本館566)

[天正20年]3月13日付、継紙裁断・卷子装・46.4×307.8cm

秀吉は、北条攻めの吉例に倣い、自らの出陣を3月1日としていたが眼病を患った事等によって実際の出陣は遅延する。秀吉は、自らの出陣に先立ち、3月13日付で朝鮮渡海軍の陣立を表す。渡海軍は、計15万8千7百人(※史料記載の総人数)からなる軍勢を9軍に編成し、順風を待つて渡海すること等の渡海に際しての諸注意事項や書付以外の軍勢は名護屋に在陣すること等を細かく指示している。また、最後の箇条には、「高麗出仕」=朝鮮国が服従した場合は、書付の通りに渡海する事、服従しない場合は一斉に攻撃するように命じ、和戦両面の指示を与えている。また、本史料と合わせて、船奉行等を記した陣立も発給している。尚、本史料には宛所が無く、朱印も捺されていないことから、「案文」或いは未発給文書・「写」の類と考えられる。

※陣立に記される5番隊の総人数が100人少なく記され、総人数も同じく100人少なく記載されている。他の同様史料も同じ。



渡海にあたっての指示-豊前小倉から-

8. 豊臣秀吉朱印状 (本館238)

[天正20年]4月19日付、鍋島直茂宛、折紙・46.0×65.4cm

豊臣秀吉が、「文禄の役」開始直後の四月十九日付けで、戦争遂行における国内の根拠地である名護屋へ向かう途中の豊前国小倉から、朝鮮渡海軍の鍋島直茂に宛てた朱印状。「高麗」へ渡海することについては、「九州衆」・「四国衆」・「中国衆」に船を揃えて渡ることを命じているが、心元無いので、藤堂高虎・九鬼嘉隆・脇坂安治・加藤嘉明に「警固船」の派遣を命じたので、各々相談の上で渡海し、「高麗之船付」へ行き報告すること、ただし、順風を見計らって渡海し急がないこと、四月十九日に小倉に「御着座」したこと、詳しくは黒田孝高が申すことを記している。実際には、加藤清正軍・鍋島直茂軍を主力とする第二軍は、既に渡海し、釜山へ上陸していたものと推定されるが、秀吉が渡海にあたって、軍船運用の重要性を認識していることが注目される。



名護屋普請の慰勞・虎皮献上への礼状

9. 豊臣秀吉朱印状 (本館584)

[天正20年]4月22日付、折紙裁断・掛幅装・20.2×39.9cm

天正20年4月の「文禄の役」開戦初期、豊臣秀吉が名護屋へ向かう途中の筑前名島から発給した朱印状と推定される(4月25日名護屋着陣)。虎皮献上の礼を述べ、「名護屋普請」を完了させ、対馬に至り朝鮮半島へ渡ったことを理にかなった事であるとし、詳しくは木下半介(吉隆)が申し添える事を告げている。宛所は裁断されているものと推定され判然としないが、史料の内容から朝鮮半島へ渡海している小西行長・宗義智等の第1軍の諸将等に宛てている可能性がある。



占領地での統治策指示-開戦・釜山攻略-

10. 豊臣秀吉朱印状 (本館171)

[天正20年]4月22日付、加藤清正宛、継紙裁断・掛幅装・21.7×124.2cm

小西行長・宗義智の第1軍が釜山城・東萊城を攻略した報告を受けた秀吉は、その後が続く加藤清正らに宛て、羨んで天候も省みず渡海して勝手な行いをしないように戒め、「高麗」のことについては、渡海したら法度を遵守し、百姓等を還住させるように命じている。また、本史料より、秀吉が4月21日に筑前名島に着陣したことが知られる(秀吉の名護屋着陣は4月25日)。尚、本史料の日付4月22日には、清正は既に渡海している。



御座所普請指示-朝鮮国都漢城攻略-

11. 豊臣秀吉朱印状 (本館215)

[天正20年]5月16日付、鍋島直茂宛、折紙・46.3×65.6cm

秀吉は、5月2日に朝鮮国の首都である漢城を攻略したという(史実は5月3日)報せを5月16日に受ける。秀吉はその事情報告を求め、秀吉渡海のための船舶の名護屋回送、漢城における「御座所」普請、漢城外に野陣すること、町人の還住、明国境への軍勢派遣、道中路次の調査等を指示している。

同内容の文書を朝鮮在陣諸将へ多く発給しており、加藤清正宛(史料12・本館335)のものは、より詳細な指令を出している。

二百高麗... 漢城... 朝鮮... 加藤清正... 天正二十年五月十六日付、加藤清正宛、継紙裁断・卷子装・22.4×242.8cm

朝鮮國征伐之邊境前處可若身... 帝都預察喜仍差遣羽林對馬侍從... 大明國亦預何不般掌推乎如別備... 三列之備... 番... 二致... 其外各... 如記錄... 之政伐大明如之即... 海諸軍相追隨而再... 此奇策... 拜氏所出号今也... 如象之竹知吾... 小臣或五百... 或千... 擊大... 本國中... 將... 命... 之... 處... 大明國... 山... 亦... 天... 南... 一... 此... 誰... 不... 於... 是... 乃... 難... 欲... 送... 龍... 船... 自... 馬... 象... 之... 先... 則... 捕... 卒... 不... 侍... 項... 風... 狼... 而... 解... 視... 若... 後... 進... 者... 遠... 不... 意... 三... 誰... 則... 以... 無... 仁... 惠... 是... 破... 先... 達... 甲... 兵... 而... 後... 不... 傾... 日... 一... 航... 海... 差... 動... 無... 常... 因... 敵... 轉... 化... 勿... 忽...

御座所普請指示—朝鮮国都漢城攻略—

12. 豊臣秀吉朱印状 (本館335)

[天正20年]5月16日付、加藤清正宛、継紙裁断・卷子装・22.4×242.8cm

本史料は、5月2日に朝鮮国の首都である漢城を攻略したという(史実は5月3日)報せを5月16日に受けた秀吉が、加藤清正に対して、漢城陥落前に脱出した朝鮮国王については、探し出して勝手に殺害しない事、加藤清正と小西行長が相談し占領地の統治に当たり、軍勢は都周辺に野陣し、都内は秀吉直轄軍のみが入る予定とする事、町人・百姓の還住を促す事、都内での秀吉の当座の御座所普請を九州衆・宇喜多秀家に命じ、都までの路次における「御泊」所の普請を急ぐ事、普請衆等の詳細については別紙で指示している事、秀吉自らの渡海のために舟を差し戻させる事、通詞から明への路次を詳しく聞き出し、軍勢を待機させる事、秀吉自らが渡海し都に後続の軍勢が到着次第、明国との境に押し出す計画であり今月中には渡海し漢城へ入京する予定である事等を詳細に記した朱印状である。朝鮮国の首都である漢城の陥落により、秀吉の意識下では、朝鮮王朝の崩壊と朝鮮国を支配下に置いたものと判断し、明国への侵攻が現実味を帯び、自らが陣頭指揮をとるための整備を急ぐ様子が窺える。内容的には史料11(本館215)と同様の朱印状であるが、秀吉子飼衆でもあり第2軍の主将格でもある清正に対しては、より詳細な内容で指示を出している。



参考 加藤清正画像 (部分) (本館298) 掛幅・78.5×32.2cm

秀吉「子飼い」の将である加藤清正是、「文禄の役」の際には朝鮮国最北部の咸鏡道を席捲して豆満江北側地域＝オランカイ域にまで侵攻した。

朝鮮在陣諸将への檄文—明国攻めへ—

13. 豊臣秀吉朱印状 (本館239)

天正20年6月3日付、加藤清正・鍋島直茂宛、継紙裁断・卷子装・39.9×86.3cm

明国攻めの陣立と同日付で朝鮮在陣諸将へ送った漢文体の檄文。明国攻めの陣立を再編し競進して明国へ侵攻することを指示し、明のみならず天竺・南蛮をも征服する構想を記している。この中で、明国攻めについては、五百・千の少数で日本を平定したのであるから、大軍を擁する「汝等」が、「処女」の如き「大明国」に誅伐を加えることは、山が卵を潰すようなものであると大言壮語した文章で檄を飛ばしている。「文禄の役」に際しては、西笑承兌をはじめとする五山の禅僧が秀吉に供奉し名護屋に在ったが、この檄文は、玄圃靈山・惟杏永哲等の五山の禅僧が起草したものとされ、本史料のような漢文体の秀吉朱印状は極めて希少である。



参考 佐敷城跡(国史跡・熊本県葦北郡葦北町)

国内での反乱—「梅北一揆」—

14. 豊臣秀吉朱印状 (本館476)

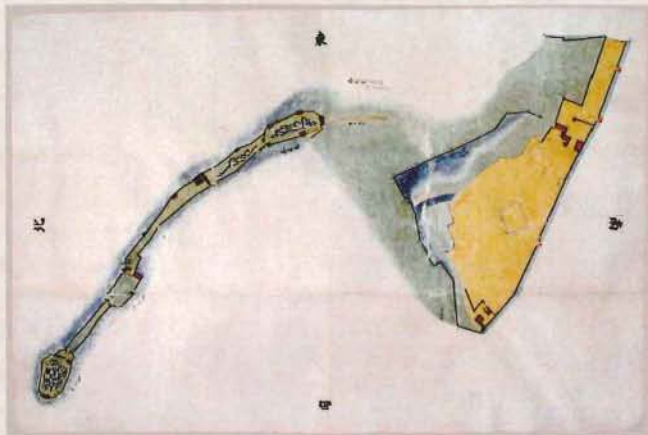
[天正20年]6月18日付、隈(隈)本留守居中宛、折紙裁断・掛幅装・22.6×55.7cm

天正20年6月15日、朝鮮陣に動員された島津氏家臣の梅北国兼が、突如肥後佐敷城を陥れる。朝鮮軍役の拒否を理由に決起したとされる一揆であるが、17日に国兼が陣中見舞いを装った加藤清正家臣の策略により殺害されると急速に反乱は鎮まる。本史料は、6月18日に一揆の報せを知った秀吉が、清正の熊本留守居の家臣に宛て、浅野長政・幸長・伊藤盛景等を派遣したことを告げ、兵糧・大豆を長政の指示通りに渡す事を命じる。この一揆に関連して、一揆との関与を疑われた島津歳久(義久三男)が自刃に追い込まれ、さらに島津氏領国に豊臣政権の直接的介入が為され、島津氏領国の立直しが図られる。また、秀吉は即座に佐敷一揆の決起と鎮圧を朝鮮在陣諸将へ報せ、事態の收拾を強調し諸将の動揺を防ぐ行動を取っている。

「御座所」警固—対馬の「御座所」—

15. 豊臣秀吉朱印状 (本館302) [天正20年カ]7月2日付、石川貞通宛
折紙裁断・掛幅装・22.0×55.0cm

秀吉が石川貞通に対して、対馬府中の「御座所」警固を命じ、詳細は長束正家に聞くように指示した朱印状。ここで記される「御座所」とは、秀吉が朝鮮に渡海するにあたっての秀吉の滞り場所として築かせた施設である。壱岐には勝本城、対馬には対馬府中と豊崎及び「御泊所」等複数設けられたようである。また、秀吉は、文禄の役緒戦の日本軍による漢城攻略後に朝鮮に陣諸将に対して、漢城における「御座所」普請、その道程各所の「御泊」所の普請を命じている。



参考 清水山城図

(複製・本館512・長崎県立対馬歴史民俗資料館原蔵)
絵図・掛幅(原史料は未表装)・236.2×156.3cm

対馬府中における秀吉「御座所」としては、居館部として宗氏居館部でもあった金石城(本資料右側)、その要害として金石城背後丘陵部に築かれた清水山城(同左側)が築城されたものとされる。天正19年(1591)毛利高政の築城とされる。長崎県対馬市厳原町所在。



「来春御渡海」—秀吉の渡海延期—

16. 豊臣秀吉朱印状 (本館485)

[天正20年]8月24日付、足利国朝宛、折紙裁断・額装・23.0×58.6cm

宛所の「鎌倉左兵衛督」とは室町幕府鎌倉公方の末裔足利(喜連川)国朝のことである。秀吉が陣中見舞いとして、国朝から鷹俣(鏃の一種)を贈られた事等に対する礼を述べるとともに秀吉の「来春御渡海」を告げている。朱印状ではあるが、丁寧な文言、書留に「謹言」を用い、宛所の位置も高い等、家格に配慮した様相を呈す。この時期、実際には日本軍は苦戦した状況に陥っているが、ここでは「高麗国平均被仰付候」・「来春御渡海有、国割等可被相定候」等、秀吉の戦況認識・強硬姿勢を伝えている。また、秀吉は開戦直後から早期の渡海を予定していたが、6月初め頃には、表面的には波風等の自然条件を憂慮したものと見て渡海を延期する。実際は船舶確保の困難さや戦況悪化等が主要因と推定される。尚、国朝は、文禄2年(1593)年2月、名護屋参陣途中の広島で病死する。



戦功への褒賞—加藤嘉明の海戦での勝利—

17. 豊臣秀吉朱印状 (本館558) [文禄元年]12月18日付、加藤嘉明宛
折紙裁断・掛幅装・44.4×64.0cm

淡路志智を領地とする加藤嘉明の「文禄の役」における海戦での戦功を賞賛し、褒美として「鉄炮」50丁を与えることを記した感状。後半部分では、秀吉の「来三月御渡海」に備えて勝手な行動を慎むように命じている。秀吉の「子飼衆」として、また「賤ヶ岳の七本槍」の1人として知られている加藤嘉明(孫六・茂勝・左馬助)は、「文禄・慶長の役」を通じて主に水軍の将として長く戦塵に在った。文禄4年には、伊予松前で6万石を与えられている。天正20年7月の安骨浦の海戦、慶長2年7月の巨済島の海戦等に参戦している。

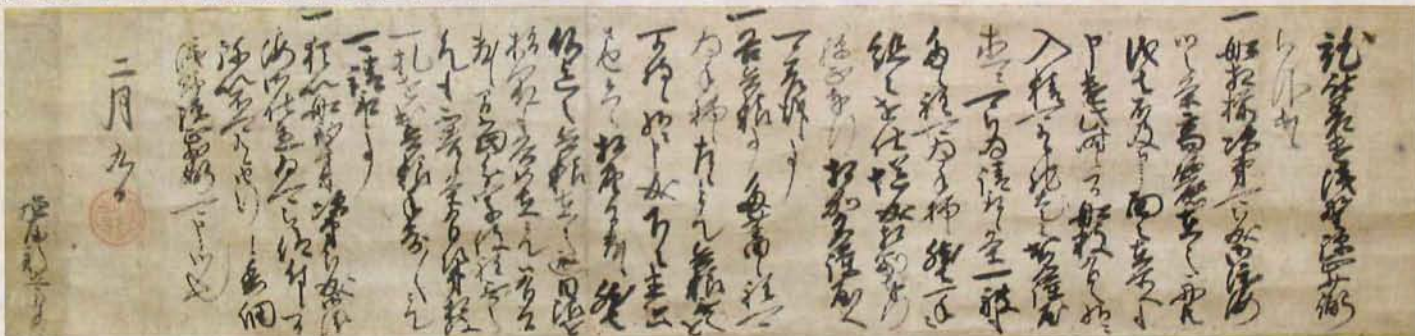


参考 加藤嘉明陣跡整備状況
(国特別史跡・唐津市呼子町)

船舶の調達—秀吉「御渡海」の準備—

18. 豊臣秀吉朱印状 (本館403) [文禄2年]2月9日付、垣屋恒総宛、継紙裁断・掛幅装・21.9×94.8cm

秀吉渡海のために船舶の名護屋集結を朝鮮にある船だけではなく各大名領国へも命じて名護屋へ送る事や兵糧の備蓄等を厳命し、船が揃い次第秀吉が渡海することを告げる朱印状。ここでは、船の調達・兵糧補給について浅野長吉(長政)の裁量により進められることが記される。宛所は「塩屋新五郎」と判読され、当該期の同名の敦賀商人とする説もあるが、「塩(エン)」=「垣(エン)」と考えられ、また「面々在所へも申遣」等の文面からは、基本的には一定の領主級に宛てられたものと推定される事から「垣屋新五郎(恒総)」とする方が妥当と推定される。恒総は、豊統の子で、文禄期には隠岐守に任官し、因幡国浦佐木山城主(1万石)となる。



「九年母」等献上の礼状

19. 豊臣秀吉朱印状 (本館260)

〔文禄2年カ〕2月11日付、鍋島信房宛、折紙・45.5×65.1cm

鍋島信房(鍋島直茂の兄、神代鍋島家の祖)が、秀吉に、「九年母」(香橘)・鷹・貝等を進上したことに對する礼状。発給年については、文面からは判別し難いが、包紙上書(後筆)に、「太閤秀吉公名護屋御對陣之節」とあり「名護屋御對陣之節」を秀吉が名護屋に陣の時と解釈すれば、包紙より窺える時期としては、文禄二年が推定される。

尚、「九年母」は、柑橘類の一種で、実は表皮が厚く、種子が多いが、独特の臭気がある喬木の類の植物である。



参考 高台院画像(複製)

(本館590・名古屋市秀吉清正記念館原蔵) 掛幅・117.5×51.0cm

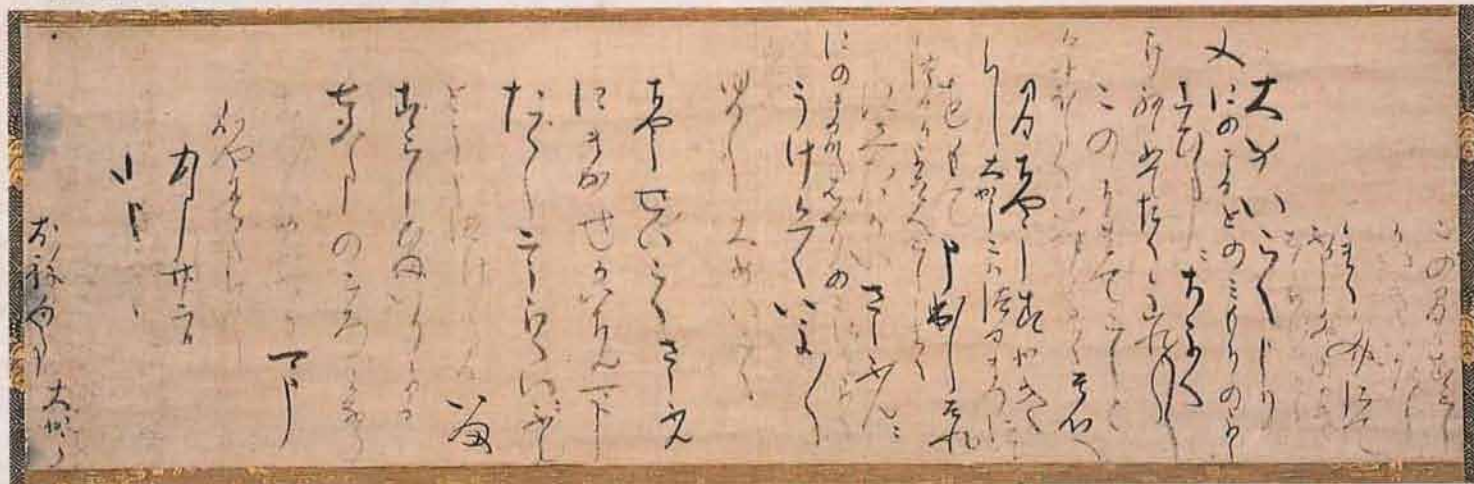
秀吉の正室「おね(北政所)」は、秀吉死去後落飾して「高台院」と号し、京都東山に高台寺を建立し晩年を過ごした。本資料は、作者不明であるが、寛文6年(1666)の贋がある。柔和な表情が特徴的である。

名護屋から「おね」へー講和交渉・淀君懐妊ー

20. 豊臣秀吉自筆書状 (本館349・重要美術品)

〔文禄2年〕5月22日付、おね宛、一紙二枚一通・掛幅装・28.0×90.5cm

文禄2年(1593)5月15日、謝用梓・徐一貫を「勅使」に仕立てた偽りの明国使節団は、石田三成・増田長盛・大谷吉継の朝鮮三奉行と小西行長を伴い名護屋へ到着し、23日に秀吉に謁見する。本史料は、謁見直前に秀吉が正室「おね」に宛てた自筆書状であり、その中で秀吉は、明国使節を「わひ事(詫言)」の勅使とし、条数書(和平条件)を示したこと、それを明国が受け入れれば許し、「かいちん(開陣・凱陣)」すると記す。また、「高麗」において普請等を命令しているのもう暫く時間がかかるが7・8月には会えると述べ、さらに、おねへの気遣いを見せつつ「にのまるとの」=淀殿が懐妊したことにも触れている(淀殿の懐妊した子は、文禄2年8月に誕生する後の秀頼)。尚、秀吉の名護屋に陣期間は、天正20年4月25日~7月22日(大政所危篤の報により帰坂)、11月1日~文禄2年8月15日(淀殿男子出産の報により帰坂)までの通算約12ヶ月半である。「筆まめ」とも云われた秀吉の自筆書状は、現在120通程が知られているが、その内、秀吉が名護屋から発した自筆書状は現在までに12通確認されている。



名護屋在番の交替ー「陣替」ー

21. 豊臣秀吉朱印状 (本館521)

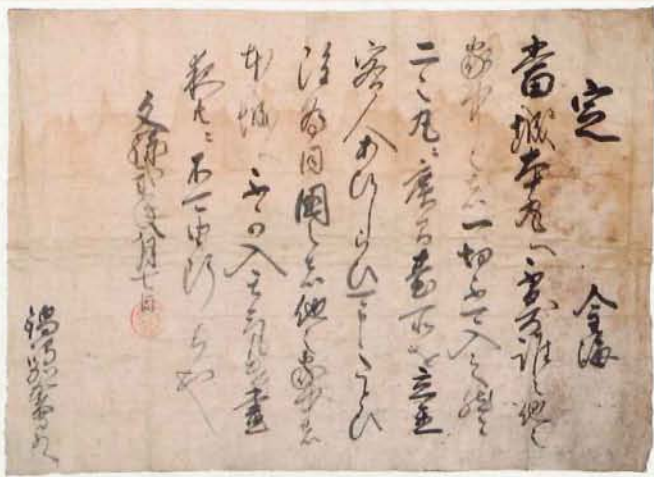
〔文禄2年〕6月8日付、堀秀治宛、折紙・46.8×65.5cm

秀吉は、名護屋に陣衆の「羽柴久太郎」=堀秀治に対して、「羽柴三十郎」=織田信包を番替とするので早々に帰陣するように命令する。秀治は、後文禄3年には伏見城の普請に従事する。名護屋の「番替」という行為が、秀吉の直接的命令により実行されていたことを端的に示し、陣主比定に関しても重要な問題点を提起している史料である。また、東大史料編纂所にはこの朱印状に對する山中長俊からの添状の影写本が所蔵されている。

尚、配陣図等により比定されている堀秀治陣跡は、現在国指定の特別史跡「名護屋城跡並びに陣跡」の1つであり、ほぼ陣跡全域が調査・整備されている唯一の事例である。



参考 堀秀治陣跡整備状況 (国特別史跡・唐津市鎮西町)



「仕置き城(倭城)」への「定」

22. 豊臣秀吉朱印状 (本館240)
 文禄2年8月7日付、鍋島直茂宛
 縦紙・46.0×65.7cm

文禄2年中頃には、日本軍は戦況の悪化や明国との講和交渉の進展により朝鮮半島南東岸に撤退して「仕置き城」=倭城を築き在番体制を整える。

本史料は、鍋島直茂の拠る金海竹島城へ出した「定」。本丸には他家の者は例え同国のものでも入れてはならない事、客人は二ノ丸で対応する事等を厳命する内容。

【参考】金海竹島城跡 (韓国)



【参考】値賀城跡 (東松浦郡玄海町・北西から)

値賀伊勢守の居城と伝えられる。頂部一帯は浄水場建設や耕地化等により遺構は判然としませんが、一部に曲輪関連と推定される遺構が残存する。

旧波多氏家臣への知行宛行状-波多氏の改易-

23. 豊臣秀吉朱印状 (本館497・値賀家文書)

[文禄2年] 閏9月18日付、値賀伊勢守宛、折紙・44.4×65.9cm

文禄2年5月に東松浦地方の領主であった波多三河守親が、朝鮮での軍役における失態を理由に改易され、波多領は一時的に秀吉の直轄領となり寺沢正成(広高)に預けられた様であり、秀吉は波多氏旧家臣に対して所領宛行状を發給している(有浦氏等)。本史料は、値賀村(現佐賀県東松浦郡玄海町)の領主である値賀伊勢守長に宛てられた知行宛行状で、その一連の動きの中で發給されたものと推定される。尚、正確な時期は不明瞭であるが、波多氏改易後間も無く当地域はその後寺沢正成(広高)が封じられているようである。値賀氏はその後、寺沢氏に仕え、天草に移封されている。本朱印状には山中長俊・長東正家連署の添状が現存する(本館497・11頁参照)。また、当該地域では、名護屋築城の際に招聘されたとき、以降値賀川内に定住し、徳永姓の石工集団が著名である。



【参考】値賀伊勢守夫妻供養墓

(玄海町重要文化財)

江戸時代(19世紀前半)に値賀氏の子孫により建立された伊勢守夫妻の供養墓で、地元では「オタッチョサマ」と呼称されている。



田島神社への所領寄進状

24. 豊臣秀吉朱印状 (本館寄託17-3・田島神社蔵)

秀吉が、「姫嶋」=加部島(壁島)にある田島神社に社領100石を寄進した朱印状。23と同様の背景のもとに發給されたものと推定される。宛所は「佐与姫社 神主中」となっており、現在の田島神社の末社佐与姫神社への寄進状とも受け取られるが、ここでいう「佐与姫社」は、市杵(寸)島比賣命(イチキシマヒメノミコト)=狭依毘賣命(サヨリヒメノミコト)に代表される三女神を祀る田島神社そのもの或いは社伝に言われるように松浦佐用姫の説話に興味を持った秀吉が、佐与姫神社に代表させて田島神社へ寄進したこと等が考えられる。また、本朱印状には山中長俊・長東正家連署の添状が現存する(宛所は「姫島社人中」)。



【参考】田島神社 (唐津市呼子町加部島・北西から)

創建年代は判然としませんが、九州でも最も古い神社の1つと云われる。末社に松浦佐用姫に纏わる「望夫岩」を御神体とした佐与姫神社が鎮座する。また、秀吉が「文禄・慶長の役」に関する伝承も多く、「力石」・「太閤祈念石」等が伝えられ、江戸時代には唐津藩主の祈願所ともなった。

[文禄2年] 閏9月18日付、佐与姫社神主中宛、折紙・44.0×65.8cm



「文祿の役」の恩賞

25. 豊臣秀吉朱印状 (本館255)

〔文祿3年〕2月20日付、加藤嘉明宛、折紙・46.2×65.9cm
秀吉が加藤嘉明に対して、「文祿の役」における戦功の恩賞として、淡路国岩屋郡の内、「間嶋分千七百石」を加増することを記した、秀吉の領地宛行状。



参考 豊臣秀吉恩賞金銀銭 (径=左2.4cm・右2.4cm)
(左=「永楽通宝」金銭・本館486・右=「天正通宝」銀銭・本館506)



在番体制の堅持指令—関白秀次の出陣計画—

26. 豊臣秀吉朱印状 (本館224)

〔文祿3年〕12月20日付、鍋島直茂宛、折紙・46.3×66.0cm
朝鮮在陣中の鍋島直茂に宛て、朝鮮在番の城に備蓄している古米の入替えを早速実行した事を称賛して長陣を慰勞し、普請を油断なく行う事、軍勢の半分か三分の1を城へ留め置き、交替で帰国させる事を指示し、また、関白秀次の名護屋出陣予定を告げている。



参考 豊臣秀次銅像 参考 近江八幡山城跡掘部 伝秀次居館部石垣
(滋賀県近江八幡市)



兵糧輸送船舶の確保—在番体制の維持—

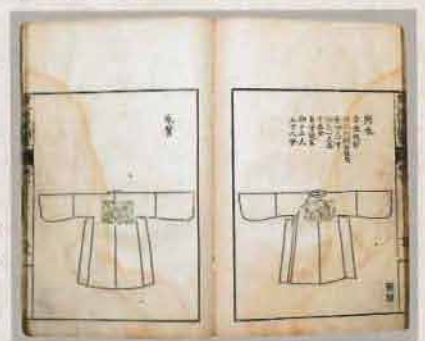
27. 豊臣秀吉朱印状 (本館455)

〔文祿4年カ〕正月15日付、石川光元宛、折紙・46.0×65.8cm
播磨龍野城主の石川光元に、塩飽島・小豆島・播磨国内の港に係留している光元管理の32艘の五百石船に兵糧を積み、太田一吉に9艘、早川長政に8艘、毛利重政に13艘、垣見家純に1艘、竹中重利に1艘を割符に従って引き渡す様に命じ、そのため2月20日までに名護屋に廻送するようにとの指示を寺沢正成が申し伝えると告げる。また、水夫の手間賃を1日に五合と規定している。兵糧輸送体制の具体的指示を示す重要な史料である。

「大明勅使」との講和交渉—在番体制の継続指令—

28. 豊臣秀吉朱印状 (本館217)

〔文祿5年〕5月28日付、鍋島直茂宛、折紙・46.6×66.2cm
文祿5年(1596)になり、具体的に明国使節との講和交渉に入ったことから秀吉は大名が軍兵の一部を残して朝鮮より帰国する事を許可しているが、本史料では鍋島直茂に対して引き続き兵を残して在陣するように指示している。



参考 豊公遺宝図略 (本館10)
書冊(2冊)、各26.4×17.6cm
明国冊封使が持参した明国皇帝より秀吉に下賜された冠服等が描かれる。



IV「慶長の役」・秀吉死去期の秀吉文書



「慶長の役」の軍編成・詳細な軍令

29. 豊臣秀吉朱印状 (本館254)

慶長2年2月21日付、生駒一正宛

継紙裁断・卷子装・本紙45.7×234.2cm

同日付の陣立書(「鍋島家文書」鍋島報効会蔵他)と一連のものとして発給された「条々」。「文禄の役」と同様に九州・中国・四国の諸大名を主体とした約14万の軍勢動員を計画し、「文禄の役」における陣立書等には見られない太田一吉・早川長政・熊谷直盛等7人の目付衆を派遣する事等が詳細に記される。

在番体制の維持

30. 豊臣秀吉朱印状 (本館88)

〔慶長3年〕3月18日付、鍋島直茂宛

折紙裁断・掛幅装・45.3×66.0cm

慶長2年6月以降本格化した戦闘は、日本軍が朝鮮半島南半部を席捲するが、冬季を前に日本軍は半島南東岸域に撤退し、拠点＝城郭の普請・強化に着手する。

本史料は、秀吉が朝鮮在番中の鍋島直茂に宛て、筑前博多で兵糧米を受取り、釜山の「置兵糧」も渡すので、蔵を建てて貯蔵する事、石火矢・弾薬等を渡す事等を指示している。また、「置兵糧」については、「自然之時」＝万一の緊急時のためのものであり、日常的な消費については厳禁している。

縫官献呈の礼状

31. 豊臣秀吉朱印状 (本館216)

〔慶長3年カ〕7月10日付、鍋島直茂宛

折紙・46.2×65.9cm

鍋島直茂が、秀吉に「ぬいくわん」＝縫官を献呈したことに対する秀吉からの礼状。秀吉が朝鮮在陣諸將各々に対して、朝鮮人捕虜で「細工仕者」・「ぬいくわん」等の特定技能者を選定して秀吉のもとに差し出すように指示した朱印状が発給されており(11月29日付豊臣秀吉朱印状)、それに対応したのか。「文禄の役」では禁制(天正20年4月26日付)などで原則的には拉致・連行を禁じていた事が窺われるが、「慶長の役」では、上記のように秀吉＝豊臣政権の直接的指示があったことが窺われる。



参考 鍋島更紗工房跡地(左)・同地鍋島更紗説明板(右)

(佐賀市白山・佐賀銀行白山支店付近)

「鍋島更紗秘伝書」(佐賀県立博物館蔵・佐賀県重要文化財)によると、鍋島更紗は文禄・慶長の役の際に鍋島直茂が朝鮮国から連れ帰った染織工の九山道清の創始によるものとされる。鍋島更紗は、一般には流通せず江戸時代を通じて佐賀藩から主に将軍家・諸大名等への贈答品として用いられた。

秀吉死後の秀吉朱印状

32. 豊臣秀吉朱印状 (本館218)

〔慶長3年〕8月25日付、鍋島直茂宛

折紙・46.3×66.0cm

「慶長の役」最中の慶長3年(1598)8月18日、豊臣秀吉は伏見城で死去する。享年62。豊臣政権の大老衆・奉行衆は、朝鮮半島からの撤退を決断し、秀吉の死を秘匿して和議交渉を模索する。本史料は、陣中見舞として徳永寿昌・宮木豊盛を鍋島直茂に派遣する事を記すが、実際は和平交渉等の指示を携えていたものと推定される。



参考 豊国廟五輪塔

(豊臣秀吉墓地・京都市)

明治31年(1898)造営
高さ約10m



V 花押と印章

秀吉の花押

秀吉の花押は「悉」の字を変化させたものを使用(高4cm前後・幅7cm前後)。これは、「秀」=shuuの最初の子音と「吉」=kitstuの韻を組み合わせた「shitsu」という音を漢字の「悉」で表した反切といわれるもの。「悉」は「ことごとく」「すべて」「きわめつくすこと」の意を有し秀吉の意志を表しているものか。また、秀吉は終生形態的变化も小さく、同様の花押を使用しており珍しい存在であった。

秀吉の印章

秀吉は、やや貧相な感のある印影高3.7・幅3.6cmの円形枠の印を最終使用していた。朱印のみで黒印は確認されていない。「蚯蚓(ミズ)」印とも呼称されるように字体は判然としないが、「龍」等の可能性が指摘されている。印章は「糸印」の類と推定されている。「糸印」とは生糸に関する日明貿易時の信証に使用されたもので、多くは中国で製作された青銅製のものとする。秀吉は他に「豊臣」印を主に外交文書に用いているが、極めて類例は少ない。秀吉朱印の原史料の初見は天正12年(1584)年。朱印の位置は、一般的には「日」の下方に捺すものから「日」に重ねて捺すようになる。

花押のいろいろ ()内番号は本館収蔵番号



徳川家康



加藤清正



小早川隆景



鍋島直茂
毛利壹岐守
小西操洋守行長
生駒正正
蜂須賀阿波守家政
島津義弘



宮部継潤
徳善院(前田玄以)
長東正家
増田長盛
石田三成
増田長盛



天正12年



天正15年



(224)



(543)

参考「豊臣」印影模写主に秀吉の外交文書に用いられ、印影は約8.8cm四方。印章本体は金印と伝わる。

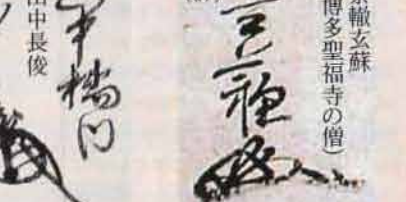
秀吉の自筆署名
秀吉自筆の署名は、「藤吉郎」・「ちくせん(筑前)」や秀吉(花押)を用いているが、天正13年閏白になってからは「てんか(天下・殿下カ)」・「てん(天・殿カ)」・「天下」。



(349)



(21)



(497-3)



(497-2)



(87)



(219)



(497-1)

VI 秀吉文書のあれこれ

秀吉の右筆(祐筆)

秀吉の右筆は、太田牛一『大かうさまくんきのうち』には、天正20年(1592)の「から入御しんはつ みちゆきしたい」の十五番に「御物かき衆」として、安威撰津守了佐・木下半介吉隆・山中橋内長俊・長東大蔵大輔正家・白江善五郎正重・粟屋彦兵衛・星野新左衛門・徳法軒道茂・回斎宗補・和久宗是の計10人を挙げている。他にも、桑原貞也・楠長諱・建部昌興・西笑承兎・月斎・周超等の右筆がいたと云われる。右筆衆は、木下・長東・山中等のように豊臣政権中枢において奉行や或いは秀吉に近侍する「詰衆」としての役割等を担い、草案者や書家としての素養はもとより、知行こそ少ないものが多いが、政権内においては高い地位と権限を有したものと推定される。

添状(副状)

秀吉の発給した文書中の最後の方に「猶(人名)可申候也」という文言が多く見受けられる。これに対応して、秀吉文書中に書かれた家臣(秀吉の側近が多い)が、文書の原本証明の裏付け、文書の経緯・内容等の詳細、補足する役割を果たす「添状」を発給する。時として添状の差出人は、宛所にとっては秀吉との仲介・とりなしの役割を果たす重要な人物であった。



史料23の添状(497-3)

大高檀紙=檀紙とは、楮(クワ科の一年生低木植物)を主原料とし、「しぼ」と呼ばれる縮緬状の細かな皺が特徴的な和紙。秀吉が用いた大高檀紙は、最も大きな規格のもので縦(高)約46cm・横(幅)約66cmを測り、強い横皺が全面に施された厚手のものである。朝廷や江戸幕府の御用紙としても重用されているが、元禄期以降の一般的な大高檀紙とは皺(菱形)や規格等が異なる。



紙の繋ぎ目に捺された朱印(本館254)

鑑定書「極札」(江戸時代、本館349) 重要美術品認定書(本館349)

名護屋城博物館蔵 豊臣秀吉文書一覧

番号	収蔵番号	史料名	日付(〔〕内推定)	宛所	史料現況	全体/本紙(縦×横・cm)	備考(史料概要等) ※()内は複製品の収蔵番号
1	519	羽柴秀吉陣立書(小牧陣立書)	[天正12年(4月)]	不明	掛幅	129.8×32.6/47.5×30.8	小牧・長久手合戦・(552)
2	543	豊臣秀吉判物	[天正15年]5月28日	徳川家康	卷子	24.8×140.3/22.2×117.0	九州平定・(551)
3	284	豊臣秀吉朱印状	[天正15年]12月10日	鍋島直茂	一紙	—/47.5×67.0	肥後国衆一揆・鍋島家文書
4	296	豊臣秀吉朱印状	[天正16年]正月19日	鍋島直茂	一紙	—/47.0×67.1	肥後国衆一揆・鍋島家文書
5	448	豊臣秀吉朱印状(刀狩令)	天正16年7月日	不明	掛幅	169.0×74.3/80.4×60.4	刀狩令
6	310	豊臣秀吉朱印状(高麗国禁制)	天正20年正月日	—	掛幅	157.0×81.5/45.6×65.7	文禄の役・禁制
7	566	豊臣秀吉朱印状案	[天正20年]3月13日	不明	卷子	46.4×349.1/46.4×307.8	文禄の役・軍編成
8	238	豊臣秀吉朱印状	[天正20年]4月19日	鍋島直茂	一紙	—/46.0×65.4	文禄の役・渡海指示・鍋島家文書
9	584	豊臣秀吉朱印状	[天正20年]4月22日	不明	掛幅	112.6×51.1/20.2×39.9	文禄の役・礼状・名護屋普請
10	171	豊臣秀吉朱印状	[天正20年]4月22日	加藤清正	掛幅	115.6×135.6/21.7×124.2	文禄の役・統治指示
11	215	豊臣秀吉朱印状	[天正20年]5月16日	鍋島直茂	一紙	—/46.3×65.6	文禄の役・御座所普請他・鍋島家文書
12	335	豊臣秀吉朱印状	[天正20年]5月16日	加藤清正	卷子	27.4×316.1/22.4×242.8	文禄の役・御座所普請他・紀伊徳川文書
13	239	豊臣秀吉朱印状	天正20年6月3日	加藤清正・鍋島直茂	卷子	44.6×128.6/39.9×86.3	文禄の役・檄文・鍋島家文書
14	476	豊臣秀吉朱印状	[天正20年]6月18日	隈本留守居中	掛幅	112.0×64.5/22.6×55.7	梅北一揆・田中文書
15	302	豊臣秀吉朱印状	[天正20年]7月2日	石川貞通	掛幅	109.9×57.5/22.0×55.0	文禄の役・御座所警固
16	485	豊臣秀吉朱印状	[天正20年]8月24日	足利国朝	額	38.8×93.3/23.0×58.6	文禄の役・礼状・秀吉渡海予定・喜連川文書
17	558	豊臣秀吉朱印状	[文禄元年]12月18日	加藤嘉明	掛幅	134.4×67.5/44.4×64.0	文禄の役・感状・恩賞
18	403	豊臣秀吉朱印状	[文禄2年]2月9日	垣屋恒総	掛幅	107.0×97.0/21.9×94.8	文禄の役・船舶調達・川船文書
19	260	豊臣秀吉朱印状	[文禄2年]2月11日	鍋島信房	一紙	—/45.5×65.1	礼状・神代鍋島家文書
20	349	豊臣秀吉自筆書状	[文禄2年]5月22日	おね(北政所)	掛幅	120.0×92.5/28.0×90.5	文禄の役・講和交渉他・重要美術品・(352)
21	521	豊臣秀吉朱印状	[文禄2年]6月8日	堀秀治	一紙	—/46.8×65.5	文禄の役・陣替
22	240	豊臣秀吉朱印状	文禄2年8月7日	鍋島直茂	一紙	—/46.0×65.7	文禄の役・倭城定・鍋島家文書・(354)
23	497	豊臣秀吉朱印状	文禄2年閏9月18日	佐賀伊勢守	一紙	—/44.4×65.9	知行宛行・佐賀家文書
24	寄17-3	豊臣秀吉朱印状	文禄2年閏9月18日	佐与姫社神主中	一紙	—/44.0×65.8	社領寄進・田島神社文書(田島神社蔵)
25	255	豊臣秀吉朱印状	文禄3年2月20日	加藤嘉明	一紙	—/46.2×65.9	文禄の役・恩賞・近江水口加藤子爵家文書
26	224	豊臣秀吉朱印状	[文禄3年]12月20日	鍋島直茂	一紙	—/46.3×66.0	文禄の役・在番維持・鍋島家文書
27	455	豊臣秀吉朱印状	[文禄4年]正月15日	石川光元	一紙	—/46.0×65.8	文禄の役・船舶運用
28	217	豊臣秀吉朱印状	[文禄5年]5月28日	鍋島直茂	一紙	—/46.6×66.2	講和交渉・在番継続・鍋島家文書
29	254	豊臣秀吉朱印状	慶長2年2月21日	生駒一正	卷子	46.3×309.0/45.7×234.2	慶長の役・軍編成
30	88	豊臣秀吉朱印状	[慶長3年]3月18日	鍋島直茂	掛幅	138.9×80.5/45.3×66.0	慶長の役・在番維持・兵糧補給・鍋島家文書
31	216	豊臣秀吉朱印状	[慶長3年]7月10日	鍋島直茂	一紙	—/46.2×65.9	慶長の役・技術者献呈礼状・鍋島家文書・(353)
32	218	豊臣秀吉朱印状	[慶長3年]8月25日	鍋島直茂	一紙	—/46.3×66.0	慶長の役・秀吉死後朱印状・鍋島家文書

名護屋城博物館蔵 複製豊臣秀吉文書一覧(館蔵複製品以外)

収蔵番号	史料名	日付(〔〕内推定)	宛所	史料現況	全体/本紙(縦×横・cm)	原蔵	史料概要
136	豊臣秀吉朱印状	天正16年7月8日	不明	一紙	—/46.0×65.2	御花史料館	海賊停止令
202	豊臣秀吉朱印状(高麗渡海陣立書)	天正20年3月13日	不明	一紙	—/64.0×46.5	鍋島報効会	船奉行等陣立
291	豊臣秀吉朱印状	[天正20年]6月18日	龍造寺政家	卷子	45.6×404.7/22.8×64.4	佐賀県立図書館	梅北一揆
513	豊臣秀吉朱印状	[天正20年]9月3日	松浦鎮信	一紙	—/46.5×66.0	松浦史料博物館	御座所普請
79	豊臣秀吉自筆書状	[文禄2年]3月5日	おね(北政所)	掛幅	123.7×55.0/28.8×41.7	大阪城天守閣	「のふ十番〜」
514	豊臣秀吉朱印状	[文禄3年]4月2日	鍋島直茂	一紙	—/46.6×67.4	鍋島報効会	虎献上礼状
80	豊臣秀吉辞世和歌詠草	不明	—	掛幅	149.5×40.2/44.8×17.8	大阪城天守閣	「つゆとをち〜」
137	豊臣秀吉朱印状	[慶長3年]5月3日	鍋島直茂・勝茂	一紙	—/46.0×65.5	鍋島報効会	逃亡者取締
570	三公集成(伝秀吉自筆和歌部分)	不明	—	掛幅	156.2×53.3/17.8×16.5	徳川記念財団	「ゆふされに〜」

関連出品資料一覧(全て名護屋城博物館収蔵資料・番号は館蔵収蔵番号)

10豊公遺宝図略/21豊臣秀吉朱印状/87景嶽玄蘇書状/108立野井苗代川焼物由来記/169朝鮮王子臨海君・順和君書状/179東萊府物筭図(複製)/219早川長政他連署状/285馬商後立付宛(模造)/298加藤清正画像/371・486豊臣秀吉恩賞金銀銭/404鍋島直茂他連署状/456肥前唐津名護屋陣所絵図/477徳川家康書状/497-2山中長俊・長束正家連署状(佐賀家文書)/497-3寺沢正成知行判物(佐賀家文書)/497-10黒田忠之黒印状(佐賀家文書)/498加藤清正書状/509豊臣秀吉画像/512清水山城図(複製)/518太閤檢地帳/522小早川隆景書状/557石田三成他連署状/569徳川家康画像(複製)/590高台院画像(複製)/寄17-3山中長俊・長束正家連署状(田島神社文書)/堀秀治陣跡出土遺物

- 【附記】1.豊臣秀吉文書に冠する1〜32までの通し番号は展示番号に対応する。
2.史料解説文中における史料名後の()内数字は、名護屋城博物館収蔵番号である。
3.展示及びリーフレットの史料解説文中における寸法は、原則的に本紙分の寸法である。
4.本展覧会における文書類の翻刻にあたっては、本館学芸課 浦川和也・武谷和彦が行った。
5.本展覧会の企画・展示及びリーフレットの編集は、名護屋城博物館員の協力を得て武谷が行った。
6.本展覧会に御協力を賜りました田島神社 平野良興様をはじめ関係各位に厚く御礼申し上げます。

【主要参考文献】

- 桑田忠親『太閤書信』(地人書館・1943)・同『豊臣秀吉研究』(角川書店・1975)
相田二郎『相田二郎著作集2 戦国大名の印章一印判状の研究一』(名著出版・1976)
三鬼清一郎『豊臣秀吉文書の概要について』(『名古屋大学文学部研究論集』131・1988)
三鬼清一郎『豊臣秀吉文書目録』(1989)・同『豊臣秀吉文書目録(補遺1)』(1996)・同『稿本 豊臣秀吉文書(1)(永禄八年〜天正十年)』(2005)
山室恭子『中世のなかに生まれた近世』(吉川弘文館・1991)
小林清治『秀吉権力の形成一書札・禁制・城郭政策一』(東京大学出版会・1994)
中野 等『秀吉の軍令と大陸侵攻』(吉川弘文館・2006)・同『文禄・慶長の役』(吉川弘文館・2008)
名護屋城博物館『秀吉と文禄・慶長の役』(佐賀県立名護屋城博物館・韓国国立晋州博物館学術交流記念 特別企画展図録・2007)

佐賀県立 名護屋城博物館 Saga Prefectural Nagoya Castle Museum
〒847-0401 佐賀県唐津市鎮西町名護屋1931-3
TEL.0955-82-4905 FAX.0955-82-5664 ●開館時間 9:00〜17:00
(E-mail) nagoyajouhakubutsukan@pref.saga.lg.jp ●休館日 月曜日(休日の場合は翌日)及び年末
(URL) http://www.pref.saga.lg.jp/web/nagoya.html ●観覧料 無料(特別企画展開催期間中を除く)

平成20年7月24日発行
編集・発行 佐賀県立名護屋城博物館
印刷 誠文堂印刷株式会社
©2008 佐賀県立名護屋城博物館